

山口県報

令和2年
3月31日
(火曜日)

目 次

- 規則
 - 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（厚政課）……………一
 - 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（こども政策課）……………五
 - 幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（こども政策課）……………五



無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第二十号

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年山口県条例第五号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（設備）

第二条 条例第五条第五項の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室は、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 一室の定員は、一人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する場合等入居者に対するサービスの提供上必要と認められる場合は、二人以上とすることができる。

ロ 地階に設けないこと。

ハ 一室の床面積は、収納設備を除き、七・四三平方メートル以上とすること。ただし、地域の事情によりこれにより難しい場合にあっては、四・九五平方メートル以上とすること。

ニ 扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

ホ 出入口は、屋外、廊下又は広間に直接面して設けること。

ヘ 間仕切壁は、堅固なものとし、天井に達するものであること。

二 炊事設備は、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

三 洗面所は、入居定員に応じた適当数を設け、入居者が使用するのに適したものとすること。

四 便所は、入居定員に応じた適当数を設け、入居者が使用するのに適したものとすること。

五 浴室は、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 入居定員に応じた適当数を設け、入居者が入浴するのに適したものとすること。

ロ 浴槽を設けること。

六 洗濯室又は洗濯場は、入居定員に応じた適当数を設け、入居者が使用するのに適したものとすること。

（職員）

第三条 条例第六条の規則で定める員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とする。

（施設長の責務）

第四条 施設長は、職員の管理、入居又は退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（職員の責務）

第五条 職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

（勤務体制の確保等）

第六条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスの提供を行うことができる

よう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他の労働に関する法令の規定を遵守するとともに、職員に対し、適切な待遇を行うよう努めなければならない。

（運営規程）

第七条 無料低額宿泊所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は、運営規程を定め、又は変更したときは、これを知事に届け出なければならぬ。

（記録の整備）

第八条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 具体的なサービスの内容等の記録

二 条例第十二条第二項の規定による苦情の内容等の記録

三 条例第十三条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 サテライト型住居を設置する無料低額宿泊所は、前二項に規定する記録のほか、当該サテライト型住居に関し、第十七条の規定による入居者の心身の状況等の把握に関する記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

（重要事項の電磁的方法による提供）

第九条 無料低額宿泊所は、条例第九条第一項の規定による書面の交付等をする場合において、入居申込者又はその家族からの申出があったときに限り、書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を

電子情報処理組織（無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のイ又はロに掲げるもの

イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて入居申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入居申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（第三項の承諾又は第四項の申出をする場合にあつては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、入居申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 無料低額宿泊所は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第一項各号に掲げる方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

4 前項の承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者又はその家族から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入居申込者又はその家族が再び同項の承諾をした場合は、この限りでない。

（契約）

第十条 無料低額宿泊所は、条例第九条第一項の契約を締結し、又は当該契約の更新をするときは、契約期間及び解約に関する事項を定めなければならない。

2 前項の契約期間は、一年以内としなければならない。ただし、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約（借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規

定による建物の賃貸借を除く。)である場合における当該居室の利用に係る契約の契約期間については、一年としなければならない。

3 第一項の解約に関する事項には、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めなければならない。

4 第一項の解約に関する事項には、入居者が解約の申入れをしたときは速やかに当該契約が終了する旨を定めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、第一項の契約期間の満了前に、あらかじめ、入居者の意向を確認するとともに、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について、福祉に関する事務所その他の関係機関に協議しなければならない。

(事故の防止等)

第十一條 無料低額宿泊所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故の発生防止のための指針を整備すること。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じて改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故の発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、その損害賠償については、速やかにこれを行わなければならない。

(入退居)

第十二條 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、入居予定者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に際しては、福祉に関する事務所その他の関係機関、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第十三條 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 居室の使用料

三 共益費

四 光熱水費

五 日用品費

六 基本的なサービスの提供に要する費用

(サービスの提供の方針)

第十四條 無料低額宿泊所は、入居者の健康の保持に努めるとともに、入居者が安心して生きがいを持って生活を営むことができるよう、その心身の状況及び希望に応じたサービスの提供を行わなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者が共用部分を円滑に使用することができるよう配慮しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者のプライバシーの確保に配慮しなければならない。

4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第十五條 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合は、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第十六條 無料低額宿泊所は、入居者に対し、一日に一回、入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、当該入浴の機会を提供を一週間に三回以上とすることができる。

(心身の状況等の把握)
第十七條 無料低額宿泊所は、原則として一日に一回以上、居室への訪問等により、入居者の心身の状況等を把握しなければならない。

(定員の遵守)

第十八條 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(日常生活に係る金銭管理)

第十九條 入居者の金銭の管理は、原則として当該入居者が自ら行うものとする。ただし、金銭の適切な管理に支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するもの(以下「金銭管理希望者」という。)の日常生活に係る金銭の管理

について、無料低額宿泊所が行うことを妨げない。

2 前項ただし書の規定による金銭管理希望者の日常生活に係る金銭の管理は、次に掲げるところにより、行われなければならない。

一 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制限活用すること。

二 無料低額宿泊所が管理する金銭は、金銭管理希望者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であつて、日常生活を営むために必要なものに限ること。

三 金銭等を他の財産と区分すること。

四 金銭等の管理は、金銭管理希望者の意思を尊重して行うこと。

五 条例第九条第一項の契約とは別に、日常生活に係る金銭等の管理に関する事項のみを内容とする契約を締結すること。

六 金銭等の出納を適切に行うための体制を整備すること。

七 金銭管理希望者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を備えるとともに、収支の状況を当該金銭管理希望者に定期的に報告すること。

八 金銭管理希望者が退居する場合は、速やかに、金銭等を当該金銭管理希望者に返還すること。

九 金銭等の詳細な管理の方法、収支の状況の報告の方法等に関する管理規程を定めること。

十 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出ること。

十一 金銭管理希望者が生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者である場合において、当該金銭管理希望者と日常生活に係る金銭等の管理に関する契約を締結し、又は当該契約の内容を変更したときは、その旨を福祉に関する事務所に報告すること。

十二 知事からの求めに応じて金銭等の管理の状況を速やかに報告することができる体制を整備すること。

（揭示及び公表）

第二十条 無料低額宿泊所は、無料低額宿泊所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後三月以内に、貸借対照表、損益計算書その他の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

（広告）

第二十一条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（サテライト型住居の設置）

第二十二条 条例第十四条第一項後段の規則で定める人数は、次の各号に掲げる職員の配置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

一 施設長以外に条例第七条第一項の要件を満たす者がいない場合 二十人

二 施設長以外に条例第七条第一項の要件を満たす者がいる場合 四十人

2 一の本体施設に設置することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員の配置の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

一 施設長以外に条例第七条第一項の要件を満たす者がいない場合 四以下

二 施設長以外に条例第七条第一項の要件を満たす者がいる場合 八以下

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第八条第三項及び第二十二條の規定は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十四号）第五條の規定による改正前の社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十九條第一項の規定による届出がされている無料低額宿泊所（次項において「届出無料低額宿泊所」という。）の用に供されている建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行後に増築され、又は改築された部分を除く。）については、この規則の施行後三年間は、第二条第一号イ及びニからハまでの規定は、適用しない。

3 届出無料低額宿泊所は、平成二十七年六月三十日において現に当該届出無料低額宿泊所の用に供していた建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同年七月一日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）の居室であつて、第二条第一号ハの要件を満たさないものを、当分の間、次に掲げる要件を満たすことを条件として、当該届出無料低額宿泊所の用に供することができる。

一 居室の床面積は、収納設備を除き、三・三平方メートル以上とすること。

二 入居予定者に対し、あらかじめ、当該居室が第二条第一号ハの要件を満たさないものであることを記載した書面を交付して説明し、その同意を得ること。

三 入居者ごとに寝具及び身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。

四 共用室を設けること。

五 知事と協議して居室の床面積の改善についての計画を作成すること。

六 前号の規定により作成した計画を知事に提出するとともに、当該居室が第二条第

一号ハの要件を満たすために必要な改善を計画的に行うこと。
4 前項の建物は、同項第六号の必要な改善が行われなければ、新たな居室を増築してはならない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第二十一号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号イ中「第十二条の三第二項第四号」を「第十二条の三第二項第六号」に改める。

第二十六条第六号中「の口からちまでの」を「に掲げる」に改め、同号イ中「建築基準法」を「耐火建築物（建築基準法）」に、「又は」を「をいう。以下この号において同じ。」又は「準耐火建築物（」に、「（同号ロ）」を「をいい、同号ロ」に改め、「を除く。」の下に「（保育室等を三階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」を加える。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第二十二号

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十七年山口県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「において準用する同規則第二十六条第六号からちまで」を「において読み替えて準用する同規則第二十六条第六号」に改める。

第九条の表第二十六条第六号イの項読み替えられる字句の欄中「又は」を「（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。

以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（」に、「準耐火建築物（」を「準耐火建築物をいい、」に改め、「除く。」の下に「（保育室等を三階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」を加え、同項読み替える字句の欄中「耐火建築物」を「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物」に改める。

附則第七項中「五年間」を「起算して十年間」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁